

新：道路清掃業務共通仕様書 (2024年7月)	旧：道路清掃業務共通仕様書 (2021年7月)	改訂理由	改訂内容
<p data-bbox="290 709 1062 781">道路清掃業務共通仕様書</p> <p data-bbox="566 1228 780 1270">2024年7月</p>  <p data-bbox="468 1486 899 1585">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>	<p data-bbox="1507 709 2279 781">道路清掃業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1789 1228 2003 1270">2021年7月</p> <p data-bbox="1670 1281 2122 1323">(2024年1月一部追記)</p>  <p data-bbox="1685 1518 2116 1617">ひと・まち・くらしをネットワーク 首都高速道路株式会社</p>		<p data-bbox="2745 163 2849 189">変更なし</p>

新：道路清掃業務共通仕様書（2024年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	改訂理由	改訂内容
第1編 総則	第1編 総則		
			(略)
<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（令和5年5月改正 法律第31号） (13)出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正 法律第97号） (15)道路交通法（令和5年5月改正 法律第19号） (16)道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号） (22)港湾法（令和4年11月改正 法律第87号） (40)電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号） (41)消防法（令和5年6月改正 法律第58号） (43)建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号） (63)厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号） (68)所得税法（令和5年6月改正 法律第44号） (70)船員保険法（令和5年5月改正 法律第31号） (72)電波法（令和4年12月改正 法律第93号） (75)農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号） (76)毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号） (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和5年6月改正 法律第58号）</p>	<p>1.1.6 遵守すべき法令等</p> <p>1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(10)健康保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (13)出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号） (15)道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号） (16)道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号） (22)港湾法（令和4年3月改正 法律第7号） (40)電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号） (41)消防法（令和3年5月改正 法律第36号） (43)建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号） (63)厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (68)所得税法（令和4年6月改正 法律第71号） (70)船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号） (72)電波法（令和4年6月改正 法律第70号） (75)農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号） (76)毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号） (80)個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号） (81)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 （令和2年6月改正 法律第42号）</p>	諸法令の改正反映	変更
<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、補修基地に備えるとともに、打合せ簿等により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	<p>1.1.14 施工体制台帳等</p> <p>1 受注者は、清掃業務を履行するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、補修基地に備えるとともに、施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出しなければならない。 なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。</p>	工事関係様式集改訂の反映	変更
<p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に異議申立てをすることができる。現場代理人が監督職員に申し立てる場合は、打合せ簿にて申し立てを行う。</p> <p>2 前項の異議申立てがあったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の異議申立てをしたときであっても、1.1.25により総括監督員が清掃業務の中止を通知したときを除き、清掃業務の全部又は一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立てを第1項に定める期間内に監督職員にしなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	<p>1.1.24 受注者の異議申立書の提出</p> <p>1 受注者または現場代理人は、発注者または監督職員からの指示に異議があるときは、10日以内に、発注者または監督職員に異議申立書を提出することができる。</p> <p>2 前項の異議申立書の提出があったときは、発注者または監督職員は、その申立事項について、速やかに受注者または現場代理人と協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前2項の異議申立書を提出したときであっても、1.1.25により総括監督員が清掃業務の中止を通知したときを除き、清掃業務の全部又は一部を中止してはならない。</p> <p>4 受注者または現場代理人が、異議申立書を第1項に定める期間内に監督職員に提出しなかったときは、指示を承諾したものとみなす。</p>	工事関係様式集改訂の反映	変更
<p>1.4.11 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>清掃業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、誤進入者や落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線等による交通管制室への通報 (2)発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起 (3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除 (4)誤進入に対して、ハンドマイク等により注意を促す場合、可能な限り道路端に寄るよう注意し、誤進入者の安全が確保できた場合は、警察又は交通パトロールカーが到着し、保護するまで監視する。</p>	<p>1.4.11 交通事故発生時等の協力業務</p> <p>清掃業務関係者が、首都高速道路上等を道路交通法の道路維持作業用自動車の指定を受けた車両で走行中に交通事故等の緊急事態に遭遇又は、落下物等を発見した場合は、自らの安全が確保でき、かつ可能な範囲で、下記に示す措置を行うものとする。</p> <p>(1)非常電話、無線などによる通報 (2)発炎筒、旗、カラーコーン等による後続車両等への注意喚起 (3)負傷者の救助、援助及び落下物の車線からの排除</p>	誤進入に対する協力業務を追記	変更

新：道路清掃業務共通仕様書（2024年7月）	旧：道路清掃業務共通仕様書（2021年7月）	改訂理由	改訂内容
<p>2.3.2 一般事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水柵、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し確認しなければならない。 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水柵及び排水管等の排水施設の異常、損傷および損失等を発見したときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。 受注者は、清掃方法について設計図書に明示されていない場合は、主任監督員の指示を受けなければならない。 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の完了後は、作業日報、作業記録写真、作業記録写真の電子データのプロパティ、ETC 通行履歴を速やかに提出しなければならない。ただし、災善（サイゼン）による作業報告書（移動軌跡記録）に写真を添付して提出する場合には、作業記録写真の電子データのプロパティの提出は必要ない。また、リアルタイム動画配信システムによる作業報告書を提出する場合には、作業記録写真、作業記録写真の電子データのプロパティの提出は必要としない。ただし、しゅん功時には、システムから取り出した作業報告書データをしゅん功図書として納めること。 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の実施にあたっては、実施日ごとに作業位置図を作成しなければならない。 	<p>2.3.2 一般事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 受注者は、排水施設清掃にあたり、事前に排水系統を調査しておかなければならない。 受注者は、高速道路下にある当社管理の排水柵、人孔及び排水管等について、管理区分を調査し確認しなければならない。 受注者は、排水施設清掃にあたり、排水柵及び排水管等の排水施設の異常、損傷および損失等を発見したときは、速やかに監督職員に報告しなければならない。 受注者は、排水施設清掃により発生した土砂及び泥土等は、路面上に飛散させてはならない。 受注者は、清掃方法について設計図書に明示されていない場合は、主任監督員の指示を受けなければならない。 受注者は、作業を一般道路上で行う場合は、当該道路の道路管理者及び所轄警察署等と協議し許可条件を遵守しなければならない。 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の完了後は、作業日報、作業記録写真、作業記録写真の電子データのプロパティ、ETC 通行履歴を速やかに提出しなければならない。ただし、災善（サイゼン）による作業報告書（移動軌跡記録）に写真を添付して提出する場合には、作業記録写真の電子データのプロパティの提出は必要ない。 受注者は高架部排水柵清掃、埋設部排水柵清掃、高架部排水管清掃、埋設部排水管清掃の実施にあたっては、実施日ごとに作業位置図を作成しなければならない。 	<p>リアルタイム動画配信システムによる清掃業務機能実装に伴う変更</p> <p>2024年3月12日事務連絡「災善（サイゼン）の廃止及びリアルタイム動画配信システムによる清掃業務の報告書について（通知）」：点検・補修推進課、技術企画課の反映</p>	<p>変更</p>